

法人番号のお知らせ

皆さまに「法人番号指定通知書」をお届けしています。
「法人番号指定通知書」は、指定した法人番号をお知らせするものですので、大切に保管してください。



法人番号の仕組みを解説します

法人番号は、1法人に1つ指定される13桁の番号で、マイナンバー(個人番号)と異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただけます。

1 法人番号の指定

国税庁長官は、①株式会社などの設立登記法人^(※1)、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等^(※2)であって、法人税・消費税の申告義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、法人番号を指定しています(法人の支店や事業所、個人事業者、民法上の組合等^(※3)には指定されません)。

(※1) 株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団(財団)法人、公益社団(財団)法人、宗教法人、特定非営利活動法人等をいいます。

(※2) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

(※3) 民法上の組合のほか、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合が該当します。

①から④以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件(報酬等の支払調書の提出義務者となる場合など)を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

2 法人番号の通知

指定した法人番号は、国税庁長官から書面(「法人番号指定通知書」)でお知らせします。例えば、設立登記法人には、登記上の本店又は主たる事務所の所在地へ通知書をお届けしています。

(注) 設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の所在地に通知書が届くことがあります。

3 法人番号の公表

法人番号を指定した法人等の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号は、インターネット(「国税庁法人番号公表サイト」)を利用して公表します。

～法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。～

法人番号を導入するメリットとして、具体的には、

わかる。

法人番号で法人等の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地情報が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

法人番号を軸に法人等がつながる。

- 複数部署又はグループにおいて異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することで、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐づけ作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

法人番号やマイナンバー制度に関する詳しい情報

■ 国税庁法人番号公表サイト

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>



「国税庁法人番号公表サイト」では、公表する基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)の検索・閲覧、ダウンロードサービスやWeb-API(システム間連携インタフェース)を提供します。このほか、サイトの利用方法、各種届出書等、法人番号に関する最新情報もお知らせします。

当サイトは、マルチデバイス対応となっていますので、パソコンをはじめ、タブレット端末やスマートフォンからどなたでもご利用いただけます。

■ マイナンバー制度の最新情報やお問合せはこちら

- 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

- マイナンバーのコールセンター

0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル) ※ナビダイヤルは通話料がかかります。

平成27年10月から平成28年3月までの期間は、平日9時30分～22時(土日祝日は17時30分)まで(年末年始を除きます。)となります。

平成28年4月以降は、平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除きます。)となります。

■ 国税に関するマイナンバー制度(法人番号含む)の最新情報はこちら

国税庁ホームページのトップページ上段にある  からアクセスできます。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。